

**県南都市計画**  
**都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**  
**〔県南都市計画区域マスタープラン〕**



上空より白河市の市街地を望む

**福 島 県**

# 目 次

<b>1 . 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 ) 対象区域.....	1
2 ) 目標年次.....	1
<b>2 . 都市計画の目標</b> .....	<b>2</b>
1 ) 都市の現状と課題.....	2
2 ) 都市づくりの理念.....	2
3 ) 当該都市計画区域の広域的位置づけ.....	7
4 ) 保全すべき環境や風土の特性.....	7
<b>3 . 区域区分決定の有無</b> .....	<b>9</b>
1 ) 区域区分の有無とその理由.....	9
<b>4 . 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>10</b>
1 ) 主要用途の配置方針.....	10
2 ) 土地利用の方針.....	11
<b>5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>14</b>
1 ) 交通施設.....	14
2 ) 下水道および河川.....	15
3 ) その他都市施設.....	17
<b>6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>18</b>
1 ) 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	18
<b>7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針</b> .....	<b>19</b>
1 ) 基本方針.....	19
2 ) 主要な公園緑地の配置方針.....	21
3 ) 実現のための具体の都市計画制度方針.....	22
4 ) 主要な公園緑地の確保目標.....	22

## 1. 基本的事項

### 1) 対象区域

本区域は、白河市の行政区域の全域及び西白河郡西郷村、同表郷村及び同大信村の各行政区域の一部と西白河郡東村、同泉崎村、同中島村及び同矢吹町の各行政区域の全域により構成される 43,952ha である。

区分	市町村	範囲	規模
県南都市計画区域	白河市	行政区域の全域	約 11,767ha
	西白河郡西郷村	行政区域の一部	約 7,264ha
	同 表郷村	同	約 4,124ha
	同 東 村	行政区域の全域	約 4,038ha
	同 泉崎村	同	約 3,541ha
	同 中島村	同	約 1,887ha
	同 矢吹町	同	約 6,037ha
	同 大信村	行政区域の一部	約 5,294ha
合 計	1市1町6村		約 43,952ha

### 2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成12年度を基準とし、概ね20年後の平成32年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ、柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成22年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

## 2. 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### 広域的な視点からみた現状と課題

白河市、西郷村、表郷村、東村、泉崎村、中島村、矢吹町、大信村の1市1町6村により構成される本区域には、奥州三古関のひとつである白河の関（5世紀頃に蝦夷の南下を防ぐために設けられた砦）があり、やがて廃関となってからは、松尾芭蕉の「奥の細道」や時代を代表する文化人がこの地を訪れ、歌を残してきた。また、五街道のひとつとして知られる奥州街道（現在の一般国道4号に相当）やその奥州街道から分岐する会津街道（現在の一般国道294号に相当）なども走り、白河宿、矢吹宿などが置かれた江戸時代を中心に賑わいを見せていた。中でも白河市は、江戸時代から松平白河藩の城下町として栄え、小峰城跡をはじめとして現在でも歴史的な街並み、佇まいを多く残している。

都市構造は白河市が、東北新幹線新白河駅のある西郷村の一部と併せて、病院や学校などの公益的施設や広域的行政施設が集中する県南地域生活圏及び本区域の中心核であり、矢吹町は東北縦貫自動車道及びあぶくま高原道路の結節点にあり、県南地域生活圏及び本区域の副次核に位置付けされている。

公共交通機関は、JR東北本線が南北方向に西郷村、白河市、泉崎村、矢吹町を經由し、経済県都といわれる郡山市と結んでいる。さらに、東北新幹線新白河駅からは東京まで約1時間30分という時間的に近距離にあり、首都圏への通勤も可能である。しかし、東西及びその他方向にはJR白河駅を起点にしたJRバス白棚線（白河市から東白川郡棚倉町間を運行）などのバス交通に頼らざるを得ない状況である。

また、本区域は、自然資源や広域高速交通網（東北縦貫自動車道、あぶくま高原道路、東北新幹線）の利便性を活かし各都市が地域の核として独自の発展を遂げてきたクラスター型の都市構造を形成している。しかし、白河市、矢吹町などの中心市街地では空洞化が進んでいるため、定住人口と交流人口の増加に努め、都市の賑わいを取り戻す必要がある。

このため、いわゆる「ハコ物」に頼らずに、既存施設を活かしながら、本区域を代表する南湖県立自然公園、白河の関、小峰城など歴史的文化的資源を利活用した区域の誇りとなる観光拠点を整備し、県内外からの人を県南地域に呼び込み、交流人口の増加を図ることが課題である。

企業活動は活発であり、本区域を構成する市町村の人口1人当りの製造品出荷額等は県平均を上回っている。一方、商業活動については、1人当たりの年間商品販売額は、県平均を下回っており低迷しているが、近年、郊外に大型商業施設が相次いで立地している。

本区域を構成する市町村の総人口は、微増傾向にあるが、将来人口の推計によれば、平成17年をピークに減少に転じることが予想されている。また、総人口に占める老年人口（65歳以上）の比率は、平成12年の18.5%が、平成22年には20.8%になると予想されているが、県内の他の地域よりは低い比率である。

### 土地利用に関する現状と課題

福島県内の33都市計画区域のうち、本区域の面積は最も広く、その約45%を山林が、約34%を田畑が占め、水面等の面積を加えると区域面積の80%以上が自然的土地利用である。

用途地域は白河市、西郷村、矢吹町に計2,411.2ha指定（区域面積の約5.5%）されているが、その用途地域内に開発済みの住宅地や工業用地が未利用のまま多く残されていることから、その利用促進を図る必要がある。

白河市郊外の丘陵地や西郷村のJR東北新幹線新白河駅、西郷村役場周辺において、新市街地が形成され急速な都市化が進行している。また、新白河駅付近や幹線道路沿線などでは、大型小売店舗が相次いで立地しているが、都市基盤が不十分なため、周辺地の交通渋滞を招き、河川や湖沼等の水質の悪化も懸念されている。一方で、JR東北本線白河駅を中心とした白河市の中心市街地では、居住人口の減少や商業の衰退を招いている。このため、都市基盤の整備と連携しながら適正な土地利用を誘導する必要がある。

この他、白河市や矢吹町では、住居系用途と工業系用途の混在地が存在するなど、現行用途地域との乖離も見られることから、適正な土地利用の誘導等により居住環境の改善を図る必要がある。

また、中心市街地の活性化及び公共投資の重点化等の観点から、既成市街地においては遊休地の利用の促進や生活基盤の向上に努め、都市の外延化を抑える必要がある。一方、都市内に残る優良な農地等は保全し、都市と農村の適正な調和を図るものとする。

### 都市施設に関する現状と課題

道路網は、本区域内の南北に一般国道4号、294号が、東西に一般国道289号が通り、主要地方道や一般県道は白河市を中心に放射状に延び、白河市が本区域の交通の要衝となっている。しかし、一般国道289号の甲子峠における交通不能区間や（主）白河羽鳥線などの幹線道路の整備が不十分な路線があることから、隣接生活圏との人的・経済的交流が弱い状態にある。さらにはクラスター型に分布している各都市から、病院や学校などの公共施設にスムーズにアクセスできる道路網の整備も必要である。

既成市街地にあっては、将来の高齢化に対応するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、誰にでも使いやすい都市施設の整備が必要であり、少子化対策も含め、公園等の子育て支援や社会福祉に資する都市基盤の整備に努める必要がある。

また、南湖県立自然公園周辺は都市化が著しく、生活環境の向上及び河川等の良好な水質の保全のため、下水道や都市計画道路の整備に努める必要がある。

未利用となっている工業用地については、工場立地を促進する観点から、交通網整備、産業廃棄物対策等の各種基盤施設の整備に努める必要がある。

浸水や土砂災害等の発生する危険性の高い地域では、平成10年の未曾有の豪雨災害を教訓に、安全で安心な暮らしを実現するため、引き続き、計画的な河川、砂防事業等の推進に努める必要がある。

### 市街地開発事業に関する現状と課題

過去に実施された市街地開発事業は既に完了し、良好な宅地が確保されているが、市街化が図られていない。今後は適切な事業誘導により未利用地の解消に努める必要がある。なお、現在新たな市街地開発事業の具体的な予定はない。

### 自然環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域は、日光国立公園に指定されている那須山系の旭岳を源とする流域面積 5,400km<sup>2</sup> (全国 11 位) の一級河川阿武隈川水系の「源流域」に位置している。

この阿武隈川水系には一級河川阿武隈川が貫流し、同じく一級河川の隈戸川や社川をはじめとする多くの支川が流入している。これらの河川が本区域を「源流域」として特徴づけており、良好な水質と河川環境の保全に努める必要がある。またその啓発のため、平成 6 年から開催された“阿武隈川サミット”に代表されるような各種の取り組みがなされており、この源流域から湧き出る水を美しいままに、下流域に発信する取り組みが重要である。

さらに、白河市には白河藩主松平定信が造園し、庶民に開放した日本最初の公園といわれる南湖公園があり、県立自然公園や風致地区の指定を受けている。矢吹町、泉崎村には奥州街道の名残を残す松並木が自然環境保全地域の指定を受けている。また、表郷村には、氷河期の残存植物とも言われるビャッコイの自生地(国内唯一)があり、これは水温が常時 10~12 の清冽な水が湧き出る湧水口に自生する貴重な植物として、県指定天然記念物となっているなど、本区域内には保全すべき良好な自然が多く存在する。

また、本区域の東部に位置する中島村、矢吹町を中心とした地域は比較的平坦な地形となっており、昔ながらの田園景観を形成している。一方、白河市及び表郷村の南部から西郷村及び大信村の西部にかけての山地は良好な山並みを形成している。これらが一体となってつくり出される風景は住民共有の財産であり、必要に応じて建築物等の高さ制限などを行うことにより、良好な景観の維持、形成を図る必要がある。

## 2) 都市づくりの理念

### 基本理念

# 「水・緑を守り育み、うるおいのある生活が享受できる源流の里づくり」

#### 水に癒される都市・水のふるさと

阿武隈川流域に生活する人々の生命の根元となる水を供給する源流域である本区域は、美しい水や豊かな自然の恵みを大切にし、享受しながら生活する人々の住む水のふるさとである。

阿武隈川の水は、人々の生活にうるおいと地域の一体化を生み出し、この水をよりどころとし、良好なコミュニティ（水のふるさと）の醸成を図っていく。

#### 環境を大切にする都市・うるおいのある都市空間

源流域から湧き、流れ出る美しい水を、美しいままに下流域へ送り出すため、環境負荷の低減を基本とした都市づくりを進め、自然と人を大切にし、互いに調和したうるおいのある都市空間の創出を、住民の主体的な参画のもとに取り組む。

首都圏に近接するという恵まれた立地条件と豊かな自然環境を最大限に活かした都市づくりを進め、福島県の玄関口としての装いを備え、良好な自然環境と都市環境の両面の恩恵を享受できる区域とする。

#### 発展が持続できる都市・子どもと老人にやさしいまち

人々のくらしや活動がより効率的に行え、持続的に発展していくことが可能なよう、環境負荷の少ない、よりコンパクトな都市形態へ誘導する。

すべての人が安心して居住できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市づくりを進め、より高い文化・教育・医療環境の整備と良好な道路網の形成に取り組む。



阿武隈川水系堀川から那須山系を望む

### 大規模な地形の形質変更に対する考え方

一級河川阿武隈川の源流域は本区域を印象づける原風景として、また、山並みや山林は保全すべき自然景観として、これらを損なうような特に大規模な地形の形質変更は抑制を図る。よって、原風景や自然景観への影響を伴わない都市的開発であっても、豊かな自然と美しい水の保全に配慮する。

### 隣接市町村との空間的結びつきの考え方

本区域は、白河市、西白河郡及び東白川郡からなる県南地域生活圏の一部を構成しており、生活圏内の各市町村はお互いに歴史的、文化的、さらに経済的に深い結びつきがある。

都市づくりに関しては、広域高速交通網（高速道路、新幹線、空港）を活用し、また、商工業の集積地、教育機関及び高等医療機関の所在地として、県南地域生活圏全体の発展をリードしていく役割を担う。

### 自然環境の保全に対する価値観

本区域は、広大な流域をもつ阿武隈川の源流域であるとともに、隣接して日光国立公園があり、また、南湖県立自然公園をはじめ様々な保全すべき地区や風致に優れた地区を有することから、これらを本区域の重要な資産と位置づけ、積極的に維持・保全を図る。

自然環境の保全は、本区域における都市づくりの根幹である。

### 人口配置の考え方

人口及び都市施設の集積度の高い効率的でコンパクトな都市づくりに向け、既成市街地や鉄道駅周辺及び交通結節点へ人口を配置する。なお、人口の配置は都市基盤が整備されていることを前提とする。

### 市街地の適正規模に関する考え方

基本的には、土地利用方針を明確にした用途地域を市街地と位置づける。

なお、首都圏に近接する本区域においては、経済状況の変化が大きな土地利用の需要変化となることから、市街地の適正規模について、柔軟に対応する必要がある。

### 農地・農業に関する考え方

農地等は、都市における自然環境の一部であり、都市環境に良好な影響を付与するものである。

さらに、均衡ある適正な土地利用の観点からも、農地等の保全は重要であり、特に農振農用地区域については、農業施策と連携し、その保全に努める。

したがって、用途地域内に残存する農地等の開発については、土地の有効利用の面と都市内に残る貴重な自然資源の面の均衡に配慮する必要がある。

### 土地利用整序の考え方

用途地域内の不適正な土地利用については、その原因を究明し、適正地への誘導や規制強化を行う必要がある。なお、経済状況の変化や多様な土地利用形態に配慮し、土地利用規制についても柔軟に対応できるものとする。

### 都市防災（市民のリスク分担）の考え方

災害時の緊急輸送路や避難路を優先的に整備しつつ、平成10年の水害の教訓にもとづき、河川の一層の整備を図るなど都市型水害に対する安全性確保に向けた取り組みを進める。

また、白河市中心部の既成市街地においては、都市計画道路等の整備や老朽化した木造密集住宅地の改善を進めるが、併せて歴史的な街並みの保全にも配慮する必要がある。

なお、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、IT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワーク構築等との連携について検討する。

### 都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワーク形成に資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮しつつ配置する。

また、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

なお、経済性、安全性はもちろんのこと、自然環境への負荷を極力低減するとともに、自然景観や歴史的景観にも配慮する。

## 3) 当該都市計画区域の広域的な位置づけ

本区域の総合イメージは「水に癒される阿武隈川源流の里」であり、一級河川阿武隈川の源流域に位置することから、良好な水質の保全が強く求められる区域である。

また、県南地域生活圏の中心核である白河市・西郷村を有し、豊かな自然環境と恵まれた広域高速交通網などを活かし、県南地域生活圏の発展をリードしていく区域であると同時に、福島県の南の玄関口に位置し、首都圏とも時間的に近距離にある優位性を活かしながら、都市機能の充実を図り、持続的な発展をめざす区域である。

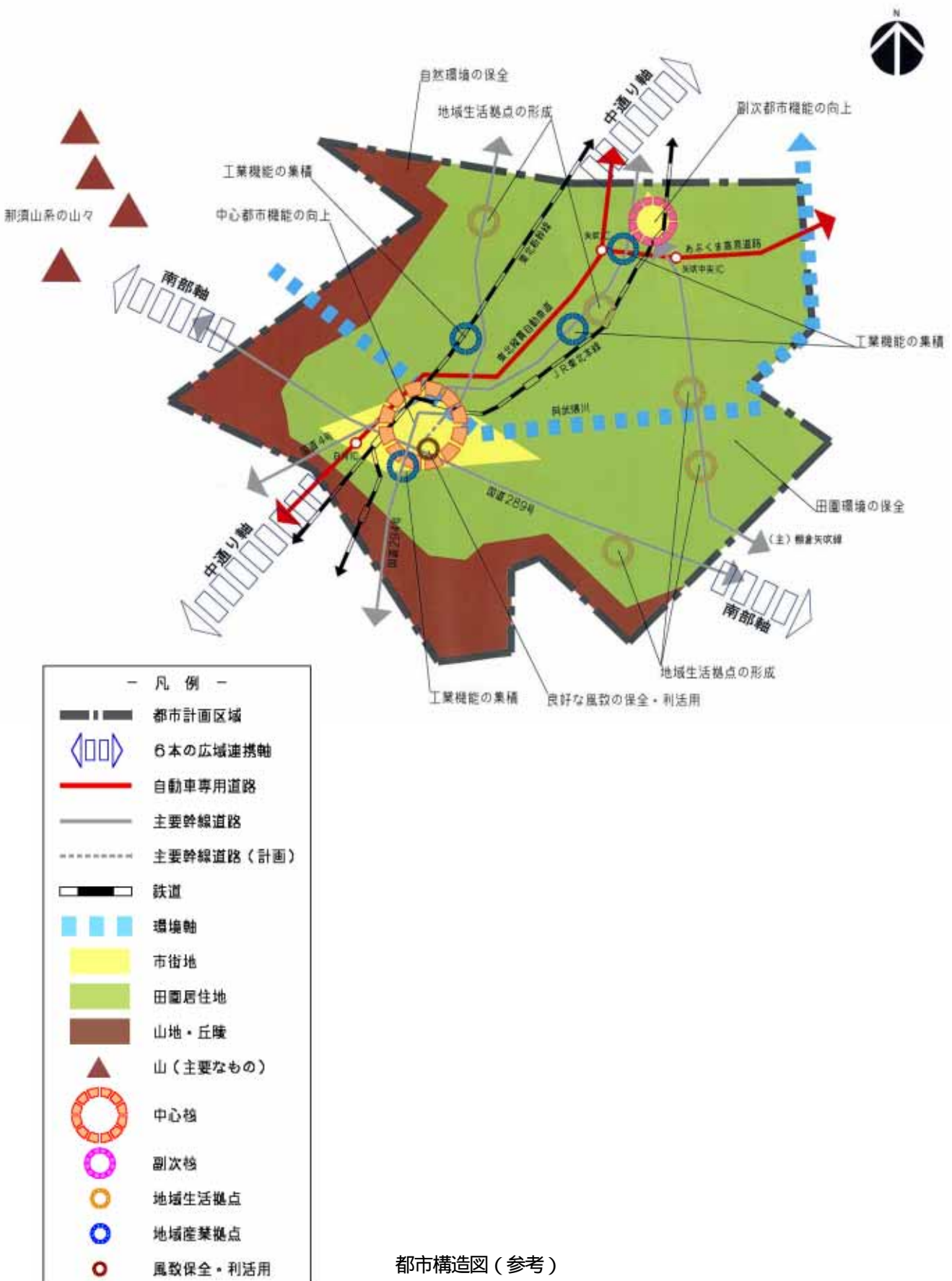
## 4) 保全すべき環境や風土の特性

本区域及びその周辺には、一級河川阿武隈川の源流、日光国立公園、南湖県立自然公園など、美しい水や豊かな緑が数多く、また小峰城趾や旧宿場町として栄えたところでは古い街並みなどの歴史的・文化的資源が残されており、これらは住民の共有の資産と位置づけ、適正な保全を行うことを基本とする。

特に、美しい水や豊かな緑と歴史的・文化的資源を大切に、都市活動を展開していく本区域は、水に癒される「源流の里」として、これまで培われ、育まれてきた「交流・連携する都市群」のイメージを本区域の個性として、後世に引き継ぐことに努める。



夏の南湖から那須山系を望む



### 3. 区域区分決定の有無

#### 1) 区域区分の有無とその理由

##### 区域区分の有無

本区域では区域区分を定めない。

##### 判断理由

本区域では、近年、建物新築件数は概ね減少傾向にあり、特に用途地域内での新築が相対的に多くなっている。(本区域内の建物新築件数に占める用途地域内の建物新築件数は、平成8年では約30%であったが、平成12年では約35%となっている。)

人口密度の分布については、概ね用途地域内で高くなっており、また、白河市、矢吹町では中心市街地活性化基本計画を策定するなど、計画的な都市形成への取り組みが行われている。

本区域を構成する市町村の全人口は微増傾向にあるが、増加率は低下していることから、近い将来には減少に転じることが予想され、今後、急激かつ無秩序な宅地化の進行は無いものと予想される。(平成2年から平成7年の人口増加率3.6%が、平成7年から平成12年では1.3%になっている。)

将来、一般国道289号甲子道路の開通により、これまでよりは南会津地域をはじめ他区域との人口流動の増加は予想されるが、その他に本区域に著しい人口や産業の集中を伴うような大規模プロジェクトの予定はない。

平成7年に都市計画区域を拡大、再編し、未線引き都市計画区域(用途地域指定あり)として都市づくりを進めてきているところであり、都市計画法に基づく各種制度や土地利用関連法の運用により、区域区分を導入しなくても、都市づくりの理念に掲げた事項の実現に向けた展開が可能である。

以上の理由により、県南都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

## 4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置方針

#### 中心商業地

J R 白河駅周辺は、中心市街地活性化基本計画にもとづき、商店街の環境整備や改善を図りながら、商業・業務施設などの集積を進め、本区域を含む県南地域生活圏の拠点とするため、中心商業地としての強化を図り、J R 新白河駅周辺は、適切な上物誘導による商業・業務・都市サービス施設などの集積を進め、本区域の玄関口にふさわしい駅の東西が一体となった商業地の形成を図る。

また、J R 矢吹駅周辺は、中心市街地活性化基本計画にもとづき、県南地域生活圏の中心核を補完する副次核にふさわしい商業地の形成を図る。

なお、商業地の形成にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが使いやすい商業環境の形成を図る。

#### 沿道商業地

一般国道 4 号、289 号等の沿線及び高速道路インターチェンジ周辺に既に立地する商業・業務・都市サービス施設などは、地域住民の日常的生活を支える施設として重要な役割を果たしているが、周辺の土地利用との調和、水環境の保全等に十分配慮するとともに、中心商業地とバランスのとれた商業・業務環境の形成を図る。

#### 工業地

本区域内にある既存の工業用地については、恵まれた広域高速交通網を活かし、周辺の自然や居住環境との調和に配慮し、工業系施設の集積を図る。

既成市街地内に存在する工業系施設は、その動向を見極めつつ、必要に応じて工場適地へ移転、集約し、居住環境の向上と生産活動の効率化を図る。

ただし、基本的には住宅地等と混在しない土地利用の形成を基本とするが、地域に密着した地場産業などの工業系施設は、周辺環境に十分配慮しつつ、将来的にも既成市街地内に配置する。

#### 公共公益地区

J R 白河駅周辺には、官公庁施設をはじめとする多くの公共公益施設が既に立地しており、本区域及び県南地域生活圏の中心的な公共公益地区と位置づけるとともに、今後、J R 新白河駅周辺なども含め、新たに公共公益施設を導入する場合には、誰もが使いやすく、本区域全体の活性化に寄与し、近隣の町村との連携・交流を拡充できるものを配置する。

#### 住宅地

現在比較的高密度な住宅地が形成されている J R 白河駅などの鉄道駅周辺の既成市街地については、防災性の向上等を図り、誰もが暮らしやすい居住環境を有する土地利用を進める。

一方、用途地域の指定がない地域などで新たに住宅地の形成を図る場合は、都市基盤が整備されていることを基本とし、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、本区域の恵まれた地域特性を享受できる多様な宅地形態を配置するものとする。

## 2) 土地利用の方針

### 土地の高度利用に関する方針

商業地域、近隣商業地域が指定されている主要な鉄道駅周辺は、相対的に高密度な土地利用となっているが、本区域の中心核、副次核にふさわしい中心市街地として活性化を図る観点から、遊休地の有効利用に努め、商業・業務・都市サービス等の都市的諸機能の集積を図る。

ただし、周囲の景観を損なうような高度利用は行わないものとし、特に白河市においては、小峰城、南湖公園及び借景となる那須連峰の景観を阻害しないよう配慮する必要がある。

### 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

居住環境の向上を図る観点から、住居系用途地域内に工業系施設が混在している地域については、業種並びにその動向を見極めつつ、必要に応じて、用途地域の見直しも含め、工場適地へ移転、集約することを基本とする。

また、魅力的な商業環境の形成を図る観点から、JR白河駅周辺などの中心商業地においては土地利用の複合化についての検討を進める。

### 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地については、細街路の解消による避難路の確保や身近な公園の整備などによるオープンスペースの確保とともに、建築物の不燃化を促進し、安全で快適な居住環境の形成を図る。

また、新たに計画的に整備される住宅地や既に良好な居住環境を形成している住宅地では、地区計画や建築協定など各種協定の導入の検討を進め、居住環境の一層の向上を図る。

なお、今後の市街化の動向によっては、必要に応じて特定用途制限地域の指定についても検討を行う。

### 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

南湖県立自然公園、小峰城、搦目山、羅漢山などに指定されている風致地区は、諸施策との連携により、積極的に維持する。

特に、本区域の貴重な歴史的・文化的資産である南湖県立自然公園については、その一部が都市公園（風致公園）でもあり、また、自然公園法に定める第一種特別地域にも指定されていることから、関係部署との連携のもとに保全を図りつつ、地区計画の導入や用途地域の見直しも含め、歴史・文化・自然を活かした観光拠点としても利活用する。

加えて奥州街道の名残である松並木や各市町村に存在する社寺林、屋敷林などについては、その歴史的価値や景観的価値等を後世に受け継ぐ必要があることから、諸施策との連携により、積極的に維持する。

また、一級河川阿武隈川をはじめとする主要な河川とその水系にある堀川、谷津田川などの多くの中小河川は、本区域の都市環境の骨格を形成していることから、多自然型川づくりを進めると同時に親水性の高い水辺空間とする。

### 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の主に一級河川阿武隈川流域に広がる優良な農地や生産性の高い集団農地については、農業施策との連携のもとに今後も維持・保全を図り、市街化を抑制する。

### **災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害危険箇所や雨水浸水常習地域等の災害危険性の高い地区では、関係法令の適用により、市街化を抑制する。

また、雨水流失抑制機能を有する里山や、雨水の保水機能を有する市街地周辺の農地等も保全する。

### **自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

自然環境保全地域及び保全系緑地での開発を抑制し、その周辺での開発についても自然環境に配慮したものとする。

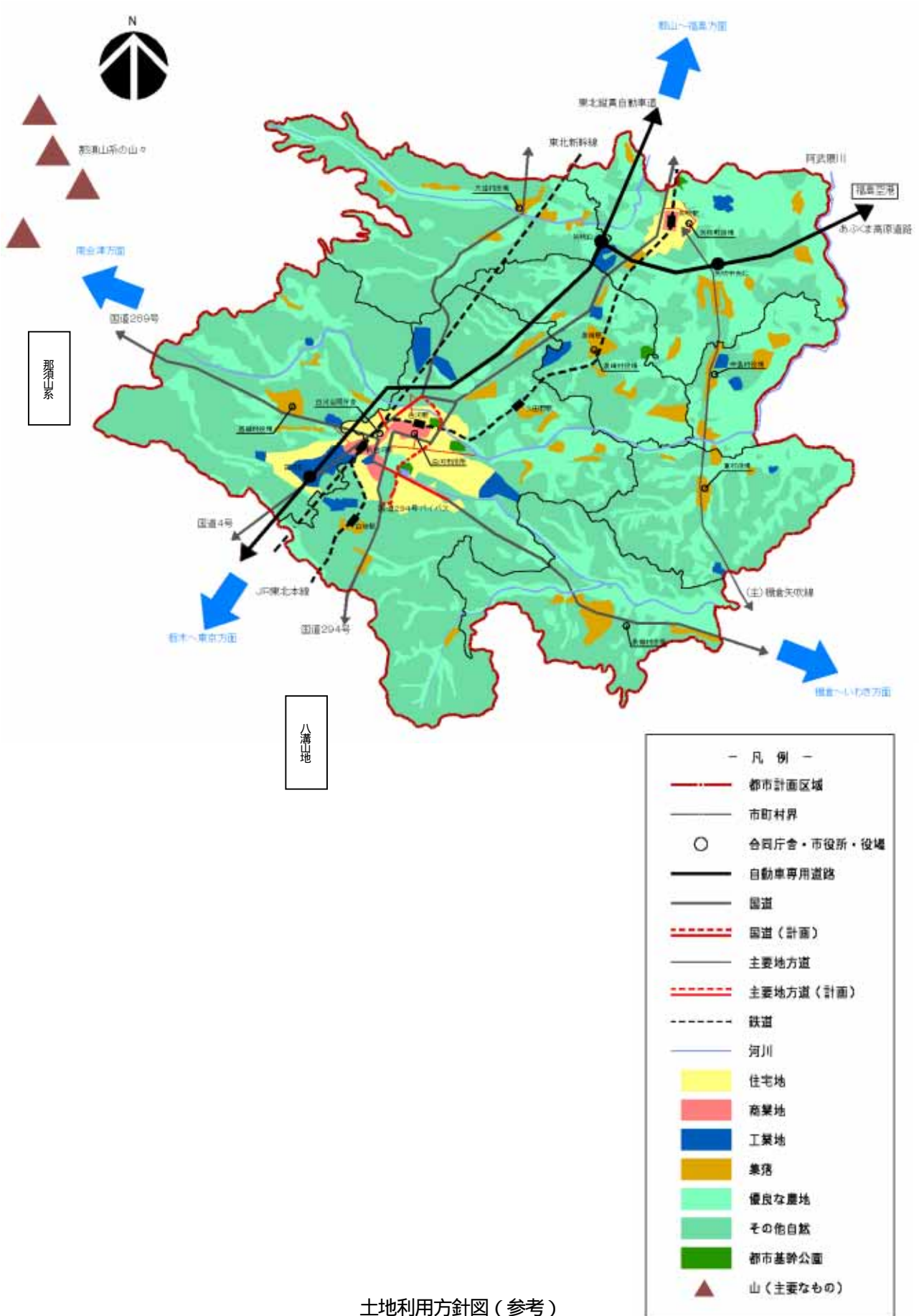
### **計画的な都市的土地利用の実現に関する方針**

広大な面積をもつ本区域においては、重点的、効果的な都市基盤の整備の必要性が高く、人口減少や高齢化の進展に対応するため、不必要な都市の拡大を抑制し、効率性の良いまちづくりを行う。

特に、既成市街地については、各市町村の都市計画マスタープランや中心市街地活性化基本計画にもとづく市街地の整備や環境改善を進めるとともに、用途地域の見直し等、必要な土地利用施策を展開する。

一方、用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とし、南湖県立自然公園及びその周辺は、保全すべき区域と活用すべき区域を明確にし、関係部署との連携のもとに総合的な対策を行う。

また、農村集落地においても豊かな生活が享受でき住み続けられる都市基盤を整備し、農地等の自然と良好な水質の保全を図る。



土地利用方針図(参考)

## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針にもとづくものとする。

なお、施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた安全で安心して利用できる都市施設を整備する。

### 1) 交通施設

#### 基本方針

産業の活性化を図るため、広域高速交通網を利用した道路整備と合わせて、各都市間の道路ネットワークの形成を図るため、既決定路線の見直しも含めた道路整備を行う。さらには、未利用地の利用促進と産業振興のため、未利用地となっている既存の住宅地や工業用地へのアクセス性の強化を図る。

なお、高齢化の進展等に対応し、すべての道路及び道路付属施設は、誰にでも使いやすく、安全性及び快適性の高いものとする。

白河市及び矢吹町においては、市街地内の骨格道路の整備を行い、ＪＲ白河駅及びＪＲ矢吹駅周辺において中心市街地の活性化と都市的魅力の高い空間の形成を図り、その他のＪＲ東北本線の鉄道駅については、交通結節性を向上させる駅前広場の整備を検討する。

#### 主要な施設の配置方針

本区域の骨格となる道路として、南北の交通軸に東北縦貫自動車道、一般国道４号、294号、(主)棚倉矢吹線、(主)塙泉崎線を、東西の交通軸に一般国道289号、(主)白河羽鳥線、(主)矢吹天栄線、(主)矢吹小野線及び(主)白河石川線を、各々位置づける。

特に、一般国道289号、294号については、県南地域生活圏内の市町村間及び隣接生活圏との交流・連携の強化を図る道路と位置づける。

骨格となる国道、主要地方道等は、本区域内の交通処理の円滑化を図り、かつ、各市町村内の既存生活道路網と結節性の向上のため、必要に応じて改良整備を行う。

なお、長期未着手の都市計画道路については、その見直しも視野に入れ、道路ネットワークの形成を図るものとする。

### 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

市町村名	路線名	備考
白河市	(都) 白河中央線	一般国道 294 号白河バイパス
	(都) 白河西郷線	一般国道 4 号
	(都) 西郷翫目線	(市) 西郷翫目線
	(都) 白河駅棚倉線	一般国道 289 号
	(都) 白河駅白坂線	(市) 白河駅白坂線
	(都) 白河羽鳥線	(主) 白河羽鳥線
	(都) 道場小路金勝寺線	(市) 道場小路金勝寺線
西郷村	(都) 西郷翫目線	
矢吹町	J R 矢吹駅の北側及び東側の路線	(町) 一本木善郷内線ほか

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

## 2) 下水道および河川

### 基本方針

#### ア. 下水道

阿武隈川の源流域として、水質保全に努めるとともに、良好な生活環境の形成に資するため、公共下水道の普及率の向上を進める。

特に、水質の悪化が懸念される南湖県立自然公園周辺において重点的に下水道の整備を行う。

#### イ. 河川

##### a. 治水

平成 10 年 8 月の豪雨災害の教訓を活かし、危険度の高い箇所から優先的に整備を進めるとともに、土砂災害が発生する恐れのある地域を明らかにし、警戒避難態勢の整備を図るなど、国・県・市町村等が連携を図りながら、諸施策を進めていく。

##### b. 利水

河川の適正な利用の側面から、水環境への配慮、節水、水質保全を進めていく。

##### c. 環境

健全な水循環を損なわない範囲で、地域の人々に親しまれる河川の整備により都市環境の改善に努めるとともに、流域内の交流・連携を促進し、総合的な学習の場としての利用に資する整備を進める。

## 主要な施設の配置方針

### ア．下水道

#### ａ．管渠

宅地化の状況、道路やその他の公共施設の整備状況などを勘案し、管渠を配置する。

#### ｂ．排水区域

現在の排水区域を基本に、公共下水道の導入が適切であると判断される新たな市街地や既存集落地について、順次計画的に編入する。

#### ｃ．処理場

白河都市環境センターについては、処理区域の拡大に伴う処理能力などを見極めつつ、新たな施設の設置が必要となった場合、周辺環境との保全、調和に十分配慮した施設計画の立案と位置の選定を行う。

### イ．河川

水防機能、環境保全機能など、都市に有益となる多様な効果が発揮できる主要な河川として、一級河川である阿武隈川、外面川、社川、藤野川、谷津田川を位置づける。

## 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

### ア．下水道

種別		名称
流域下水道		阿武隈川上流流域下水道（県中処理区）
公共下水道	流域関連	矢吹公共下水道
	単独	白河西郷公共下水道

### イ．河川

種別	名称
一級河川	谷津田川

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

### 3) その他都市施設

#### 基本方針

本区域では、快適な生活を営む上で必要不可欠な学校、病院、ごみ処理施設、市場、墓園、火葬場などの主要な都市施設は概ね整備されており、引き続きこれら既存施設の有効活用を図りながら、適宜、機能の更新を図る一方、今後必要となる都市施設については設置の検討を行った上で、新たに配置していくものとする。

#### 主要な施設の配置方針

##### a. 教育文化施設

近隣施設との調和（バランス）を考慮し、自然環境や交通事情に配慮した施設の配置を行うものとする。

##### b. 処理場

農業集落排水施設等の処理場については、周辺環境との調和に十分配慮し、適地の選定を行うものとする。

## 6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針にもとづくものとする。

### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域において市街地開発事業を実施するにあたっては、用途地域内で未利用地の多く存在する地区、あるいは中心市街地の活性化のために面的整備の導入が適切と判断される地区等において、土地の有効利用を図り、都市の賑わいを取り戻すことを基本的な考え方とする。

そのため、長期的な視点に立った検討を踏まえ、適用すべき事業を選定するものとする。

また、市街地における住宅建設にあたっては、誰にでもやさしく、ゆとりが享受できる住環境の形成を図るべく、住宅マスタープラン等にもとづき、美しい自然と交通利便性に恵まれた定住性の高い、本区域ならではの住まいづくりを進めるものとする。

## 7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針にもとづくものとする。

### 1) 基本方針

#### 公園緑地整備の方針

公園緑地の整備にあたっては、本区域内に存在する美しい河川や豊かで多様な自然、史跡等の歴史的・文化的資産を有効に活用することを基本とする。

特に、源流域に位置する区域として、美しい水を大切にしていくため、一級河川阿武隈川等の河川は地域の環境を特徴づけるものと位置づけ、その維持・保全を図るとともに、住民が河川に近づけるよう親水性の高い空間の形成を図る。

また、田園地帯や里山、自然環境保全地域などの自然的空間を活用しながら、広域的な緑空間のネットワークの形成を図る。

本区域の各市町村における都市公園及び緑地の配置については、各市町村の実状を勘案しながら、均衡のとれる位置で整備を進め、身近なレクリエーションの場の提供と災害時の避難場所となるオープンスペースを確保する。

特に、南湖県立自然公園については、本区域を代表する観光資源として、住民参加のもとに利活用を図り、県南広域公園（仮称）については、豊かな自然環境と恵まれた立地条件を最大限に活かせる公園として整備する。

#### 自然環境保全の方針

一級河川阿武隈川の源流域から湧き出る美しく清らかな水と南湖県立自然公園に代表される豊かな自然は積極的に保全する。

特に、南湖県立自然公園については、本区域を代表する観光拠点であり、歴史的・文化的価値もあることから、湖水の水質向上、既存樹林地の維持管理、景観形成などの視点を踏まえた総合的な自然環境保全に取り組み、その魅力の向上を図るものとする。

既成市街地内の屋敷林や社寺林については、官民協働により、その保全に取り組む。

一級河川阿武隈川などの河川は、地域の骨格となる環境軸と位置づけ、親水性の向上に加え、河畔の植生、水生生物、鳥類などの生態系への配慮を行う。

河川流域に広がる農地等は、地域の個性を反映した農村風景として重要であり、集団的なまとまりのある農振農用地区域を中心に、その保全に努め、他の利用目的への転換を抑制する。

既成市街地を取り囲む山林については、木材生産等の経済的機能のほか、水資源涵養、保健休養、自然環境保全等の多面的機能を確保していくため、林業施策と併せ、山林の保全に努め、他の利用目的への転換を抑制する。

## 景観形成の方針

### ア．市街地景観

既成市街地では、歴史的・文化的風情、あるいは水や緑などの自然を感じることでできる都市景観の形成を進める。

特に、ＪＲ白河駅やＪＲ矢吹駅周辺では、美しく、誰にでもやさしい都市空間の創造に向け、広告・看板類及び路上占用物の整序等を行う。また、必要に応じて建築物等の高さ制限などを行うとともに、城下町や宿場町の雰囲気演出することにより、本区域の中心的な役割を果たす都市の顔にふさわしい都市景観の形成を図る。

本区域内の住宅地については、市街地景観並びに居住環境の向上を図るため、地区計画等の導入の検討や公園緑地の適正な配置を行う。

特に、各市町村の個性を反映する歴史的・文化的資産や特異な自然などは、市街地景観の形成上、重要な構成要素であることから、その維持・保全を図る。

また、小峰城や南湖県立自然公園の近傍及び白河市の市街地を貫通する幹線道路となる一般国道 294 号白河バイパスの建設にあたっては、中心市街地のまちづくりにおける景観形成と一体となったものとなるよう配慮する。

### イ．農山村景観

本区域内に点在する農村集落地は、歴史の中で培われてきた郷土の景観を有しており、清流や里山などから構成される源流の里として、その保全により、景観を維持する。



ＪＲ白河駅から小峰城を望む

## 2) 主要な公園緑地の配置方針

### 環境保全システムの配置方針

那須山系をはじめとする山地や丘陵地は既成市街地の後背部を縁どる緑地として、また、一級河川阿武隈川などの河川は既成市街地及び農村集落地を結びつける自然空間として、本区域の緑空間の骨格を形成していることから、本区域の自然環境を良好にしているものである。

さらに、河川流域に広がる農地等や歴史的・文化的資源である白河の関、五本松の松並木などの自然環境保全地域は、本区域の都市環境を良好にしているものである。

また、身近な生活環境を向上させる緑地として、商業・業務地、住宅地、工業地等の各地区においては、地区の特性に応じた緑地等を配置する。

この他、風致地区や地区計画の指定等により、今後も都市の良好な自然景観を維持し、都市環境の保全を図ることとする。

### レクリエーションシステムの配置方針

住区基幹公園は、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能等を考慮しながら配置し、本区域の広域性、多極性あるいは地形上の特性などにより誘致圏等の整合がとれない地区については、都市基幹公園の整備に努めることにより、区域を越えた利用を図るものとする。

特に、本区域の都市基幹公園のうち、白河市の白河総合運動公園、泉崎村のさつき公園、矢吹町の矢吹町総合運動公園（仮称）は、スポーツ・レクリエーションの拠点として、また、白河市の南湖公園、矢吹町の大池公園は、交流・観光レクリエーションの拠点として配置し、広域的なレクリエーション需要への対応を図るものとする。

また、住民の散策、憩いや集いの場を確保するため、阿武隈川や谷津田川などで市街地部を流れる河川空間は親水性の高い連続的な水辺として整備を進める。

### 防災システムの配置方針

災害時の避難場所については、住民生活の安全・安心の確保の観点から、誰もが利用できるよう、避難路の確保を含め、一定規模を持った公園緑地を効果的に配置する。

一級河川阿武隈川等の河川流域に広がる水田は、雨水の保水機能を有するとともに、地球温暖化防止にも役立つものであるため、防災の緑として維持・保全する。

加えて既成市街地の後背部にある山林も、水源涵養機能や土砂災害防止の効果があるため、今後も保安林などの指定を通じて、防災の緑として維持・保全する。

### 景観構成システムの配置方針

本区域を東西に横断する一級河川阿武隈川は、景観構成上の主要な骨格であり、美しい水の確保、動植物の生息域の保護を進めるとともに、流域に広がる里山や農地等のほか、道路の植樹帯や公共施設における緑地など、多様な緑を維持・配置し、景観の形成に努める。

また、那須山系、阿武隈高地や八溝山地のつくり出す山の輪郭線は、既成市街地や農村集落地からの景観要素として重要であることから、その山並みを維持・保全する。

### 3) 実現のための具体の都市計画制度方針

#### 都市公園の整備

都市公園については、下表に示す内容を基本とし、地域の実情に応じた整備を行うものとする。

緑地名	整備、保全方策
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 (従来の目安は概ね500m四方に1か所程度配置)
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 (従来の目安は概ね1km四方に1か所程度配置)
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用できるよう確保を図る。 (従来の目安は概ね2km四方に1か所程度配置)
総合公園	原則として、1つの市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できるよう確保を図る。
運動公園	原則として、1つの市町村の区域を対象として、住民が容易に利用できるよう確保を図る。
広域公園	1つの市町村の区域を越える広域の圏域を対象として、交通の利便の良い土地に確保を図る。
風致公園	樹林地、湖沼等の良好な自然環境を形成する土地を選定し、確保を図る。

#### 風致地区

良好な自然的環境の保全を図るため、必要に応じて、風致地区の指定を検討する。また、現在指定されている風致地区の保全を図る。

#### その他

良好な自然の保全により緑空間を維持していくため、現行の各種法令における規制(河川区域、農振農用地区域、保安林区域等)のほか、緑地協定の締結支援、記念樹贈呈、生け垣設置補助制度などにより、都市計画制度以外の手法との連携を進めていくものとする。

### 4) 主要な公園緑地の確保目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

市町村名	種類	名称
白河市	街区公園他	市役所・友月山公園地区(緑化重点地区)
	風致公園・県立自然公園	南湖公園地区(緑化重点地区)
矢吹町	総合公園	矢吹町総合運動公園(仮称)
	広域公園	県南広域公園(仮称)

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。